

教育委員会 5 月定例会 議事録

会議名 教育委員会 5 月定例会
開催日 令和 4 年 5 月 26 日（木）午前 10 時 00 分～午前 10 時 30 分
開催場所 議会棟 5 階 第 2 委員会室
出席者 高須教育長、藤田教育長職務代理者、玉井委員、真野委員、秋元委員、中川委員

事務局等出席者

荒木教育次長兼学校教育部長、宮永学校教育部部長、若林教育監兼総合教育研修センター所長、山口教育監、中村社会教育部長、三宅社会教育部部長、赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長、辻社会教育部次長兼社会教育課長、野岸文化スポーツ室長兼課長、阪本施設給食課長、大坪施設給食課長、牧野学務課長、古田教育指導課長、籠本総合教育研修センター課長、山口文化スポーツ室課長、山本中央図書館長兼分館（東図書館・駅前図書館）分館長、大野青少年課長、坂本教育政策総務課係長、浦戸教育政策総務課係長、當房（教育政策総務課担当）

○高須教育長

それでは、ただ今から教育委員会 5 月定例会を始めさせていただきます。
本日の署名委員は、玉井委員にお願いいたします。
本日の案件は、議決事項が 4 件でございます。
それではまず、本日の配付資料について確認いたします。
事務局から説明をお願いします。
はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

本日の配付資料を確認させていただきます。
教育委員会定例会の議案書、以上 1 点でございます。

○高須教育長

説明は終わりました。
それでは、議案書 1 ページ、「4 月・5 月教育委員会一般事務報告」についてお伺いします。
事務局から報告事項はございませんか。
はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

4 月・5 月の一般事務報告をいたします。

まず、5月16日及び18日に開催された、令和4年5月市議会臨時会でございますが、5月16日に予算決算常任委員会（文教生活分科会）及び、予算決算常任委員会（全体会）が開催されました。なお、令和4年4月の教育委員会定例会において議決をいただきました「市長からの意見聴取」に関する議案につきましては、可決されましたので、併せて御報告いたします。

次に、5月19日に教育委員懇話会を開催し、本日、5月26日に教育委員会定例会を開催しております。

続きまして、教育委員会後援の状況について御報告いたします。

4月11日から5月10日までの教育委員会の後援状況ですが、全体で10件、全て継続の後援でございます。

1件目は、寝屋川市ソフトボール協会による「第38回寝屋川ロータリークラブ杯争奪各市親善ソフトボール大会」、2件目は、けいはん医療生活協同組合による「～おおさかまるごと～健康チャレンジ2022」、3件目は、NPO法人ピープルアクティブライフによる「2022年度サイエンスマスター」、4件目は、NPO法人ピープルアクティブライフによる「2022年度いながわPAL村計画」、5件目は、寝屋川市合唱連盟による「第19回寝屋川市合唱連盟定期演奏会」、6件目は、大阪学童保育連絡協議会による「第53回大阪学童保育研究集会」、7件目は、株式会社朝日新聞社による「朝日新聞E d u A新聞活用講座」、8件目は、一般社団法人e-kagaku国際科学協会による「宇宙探査ロボットを作ろう」、9件目は、大阪電気通信大学による「テクノフェアinねやがわ」、10件目は、和・輪・WAこども日本舞踊教室による「伝統文化こども日本舞踊教室」でございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。

事務局からほかにごございませんか。

では、ないようですので、2ページ「5月・6月教育委員会行事計画書」についてお伺いいたします。

事務局から、何かございませんか。

はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

5月・6月の行事計画を御説明いたします。

まず、5月28日に、市政感謝会が市民会館にて開催されます。

次に、6月3日に、令和4年6月市議会臨時会が開催される予定でございます。

次に、6月13日に、教育委員懇話会及び教育委員会定例会の開催を予定しております。

次に、6月16日から7月6日まで、令和4年6月市議会定例会が開催されます。

6月21日に、文教生活常任委員会及び予算決算常任委員会（分科会）、27日に予算

決算常任委員会（全体会）が開催され、28日から30日まで、一般質問が行われます。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。
事務局からほかにご覧ませんか。
はい、辻次長。

○辻社会教育部次長兼社会教育課長

6月1日に、令和4年度第1回社会教育委員会議を開催いたします。内容といたしましては、委嘱状交付式、令和4年度社会教育部事業計画について、その他の案件についてでございます。以上でございます。

○高須教育長

ただ今の報告に対しまして、御質問はございませんか。
事務局からほかにご覧ませんか。
では、ないようでございますので、「5月・6月教育委員会行事計画書」については予定どおり、よろしく願いいたします。
次に、議決事項に移ります。
3ページでございます。
議案第20号「寝屋川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。
はい、赤堀次長。

○赤堀学校教育部次長兼教育政策総務課長

ただ今御上程いただきました、議案第20号、寝屋川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。
本案につきましては、寝屋川市教育委員会会議におきまして、オンライン会議システム等の、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、教育長及び委員が出席する場合について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条に定める出席として取り扱うものとするため、教育委員会の議決を求めるものでございます。
それでは、条文の朗読を省略し、改正内容について御説明いたします。
5ページの新旧対照表を御覧ください。
第5条第1項中に、教育長及び委員は映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議に出席することができる規定を加えるものでございます。
併せて、第5条第2項、第11条第3項及び第4項の文言を整理するものでございます。
なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。
以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第20号「寝屋川市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、6ページでございます。

議案第21号「寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

はい、牧野課長。

○牧野学務課長

ただ今御上程いただきました、議案第21号、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、御説明いたします。

本案につきましては、大阪府において、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部が改正され、勤務時間の割振りについて規定する業務が追加されたこと及び不妊治療休暇が廃止されたことに伴い、寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

それでは、条文の朗読を省略し、改正内容について御説明いたします。

8ページの新旧対照表を御覧ください。

改正内容につきましては、2点でございます。

1点目は、第3条の見出し中にあります「引率業務」を「引率業務等」に改め、同条中、「業務」の次に「及び条例第11条に規定する業務」を加えるものでございます。

2点目は、第5条中、「第18条（不妊治療休暇）及び第19条（臨時的任用職員の休暇）」を「及び第18条（臨時的任用職員の休暇）」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この規則は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようですので、お諮りいたします。

議案第21号「寝屋川市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、9ページでございます。

議案第22号「寝屋川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、辻次長。

○辻社会教育部次長兼社会教育課長

ただ今御上程いただきました、議案第22号、寝屋川市社会教育委員の委嘱につきまして、御説明いたします。

9ページを御覧ください。本案につきましては、寝屋川市社会教育委員の委嘱につきまして、寝屋川市社会教育委員に関する条例第2条の規定に基づき、別紙名簿に記載の方を委嘱いたしたく、教育委員会の議決をお願いするものでございます。提案理由といたしましては、寝屋川市社会教育委員の任期満了に伴いまして、新たに委員の委嘱を行うものでございます。10ページの名簿を御覧ください。委員構成につきましては、学校教育関係者2人、社会教育関係者7人、家庭教育活動者2人、学識経験者4人の合計15人で構成しております。委員15人中、新規の委員が9人、継続の委員が6人でありまして、任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までの2年間でございます。以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第22号「寝屋川市社会教育委員の委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

次に、11ページでございます。

議案第23号「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

はい、大野課長。

○大野青少年課長

ただ今御上程いただきました、議案第23号、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱につきまして、寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会規則第2条第2項第3号の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、委員1名の解嘱に伴い、新たに委員を委嘱するためでございます。

12ページを御覧ください。

第3号、学校関係者として、寝屋川市立楠根小学校校長、清水真弓氏でございます。委嘱期間は、前任者の残任期間としており、令和5年12月24日まででございます。

以上でございます。

○高須教育長

ただ今の説明に対しまして、御意見、御質問はございませんか。

では、ないようでございますので、お諮りいたします。

議案第23号「寝屋川市放課後子ども総合プラン運営委員会委員の委嘱について」を原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○高須教育長

御異議なしと認めます。

よって本案は、原案どおり議決いたします。

以上で予定の案件は全て終了いたしました。

このほかに事務局から報告事項があればお願いします。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして教育委員会5月定例会を終了いたします。